

第 3 回 流 山 市 行 政 区 域 制 度 審 議 会 会 議 録

- 1 日 時 平成28年7月22日（金）午後2時開議
- 2 場 所 流山市役所 第1庁舎4階 第1・第2委員会室
- 3 出席委員 大越委員、中島委員、三添委員、中西委員、多田委員、大熊委員、
木原委員、篠原委員、有本委員、鈴木委員、小泉委員、秋葉委員、
飯高委員
- 4 欠席委員 馬渡委員、吉田委員、渡邊委員
- 5 出席職員
（事務局）水代総務部長、早川総務部次長兼総務課長、吉原課長補佐、齋藤主事
石野まちづくり推進課長
須郷コミュニティ課長
- 6 議 題（1）字の区域及び名称の変更について
（2）次回の審議会開催日程について
（3）その他
- 7 会議時間 開会 午後 2時00分
閉会 午後 2時30分
- 8 傍 聴 人 0人

9 議事要約

<会 長>

皆様、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、第3回流山市行政区域制度審議会を開会いたします。

はじめに、本日の委員の出席状況について報告します。

流山市附属機関に関する条例第5条第2項の規定により、附属機関の会議は、委員の半数以上の出席により成立するとされています。

本日の会議は、委員16名中13名の出席、3名（馬渡委員、吉田委員及び渡邊委員）の欠席となっておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、本審議会の議事録作成のため、録音をさせていただきますことをご了承ください。

議事に入ります前に、会議資料の確認を行います。事務局お願いします。

<総務部 早川次長>

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、会議資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料につきましては、事前に開催通知に同封して送らせていただいております。

1枚目 木地区 字の区域及び名称の変更に係る資料について

2枚目 別紙1 木地区 字の区域及び名称の変更案 第3回審議会資料

3枚目 別紙2 施設名称一覧

また、前回までに使用した会議資料についても、お持ちいただくこととなっております。資料の不足がある方はいらっしゃいますか。

(資料確認)

<会 長>

それでは、次第2の「議題」の(1)「字の区域及び名称の変更について」に入ります。

この件につきましては、前回5月20日に開催された会議において、各委員の意見をお伺いしたところ、各委員から様々なご意見をいただき、前回の審議会のみでは意見集約が難しいことから、会長及び職務代理者において資料を作成し、各委員に送付した上で、次の審議会でもう一度意見を聴き、集約を図ることとなっております。

それに従いまして、今回の審議会を迎えるに当たり、職務代理者とともに、市事務局の助言を求めつつ、前回の審議会での委員の皆様のご意見を最大限反映した資料を作成し、事前に送付させていただきました。私から、この資料の主な内容を説明し、詳細は事務局から補足説明をさせます。

まず、前回の審議会で出されました「既存の字区域への編入案」につきましては、木地区の字の区域及び名称の変更案としては、資料に示したとおり、地番の割り振りなどの点から、採用するには大変難しいと判断しました。

そのうえで、歴史ある「木」を尊重する意見や「南流山」に配慮する意見については、それぞれの意見を反映して、字名を付しました。

なお、区画割については、区域ごとの面積や計画人口や、字界の公共地物を考慮し、市から提案された当初案の区割りとしたものです。それでは、事務局から補足説明をお願いします。

<総務部 早川次長>

それでは会長のご指示により補足説明をします。

本日の第3回審議会の開催にさきだち、会長、職務代理者とともに、資料作成に関しご相談をさせていただきました。

理由や考え方のおおよそは、事前配布の資料のとおりなのですが、まず、前回の審議会終盤でお話のありました既存の字区域へ編入のご提案につきましては、土地区画整理事業等に伴う字の区域及び名称変更の最大の長所である、1番地の1からというように地番を振りなおして分かり易く整理できるというメリットをいかせなくなります。

また、南流山及び木地区の人口及び面積のバランスの均一性の点から、会長、職務代理者とご相談し、その結果、既存の南流山への編入案を採用するのは大変難しいのではないかとの結論になりました。

そのうえで協議の結果、資料として作成された変更案についてですが、前回の審議会では「木に丁目を付したものとする」、及び「木を尊重する」といった意見が比較的多くの委員から出されました。また、こうした意見は、木自治会に関係する委員以外からも出されました。

その一方、小中学校やマンションなどの名称に南流山が付されており、字名称として定着しているとして「南流山」を推す意見がありました。

こうした状況を会長、職務代理者と話し合いました結果、まず、当区画整理事業地域の字名称を「木」に丁目を付したものを基本としてはどうかということになりました。そして、もう一方の意見を踏まえ、事業区域内の南流山の名称が付された建物などを会長の指示を受けて、調べてまとめましたところ、変更案とともにお送りした資料(右上に別紙2)のとおり状況でありました。

資料をご覧のとおり、南流山の名称が付されたものは事業区域内の北東に集中していることがわかります。また、この区域はウエリス南流山をはじめ、区画整理事業に伴って整備建設されたマンションや住宅に、区域外から新しい住民の方々が比較的多くお住まいになっている区域でもあります。

これらの状況を総合的に考慮して作成したものが資料としての変更案であります。

まず、字の区域は、面積、人口バランスを考慮するとともに、字の区域を分割するものとして相応しい、道路や河川などといった公共の地物、すなわち当該事業施工地でいえば、県道5号(野田松戸線)のほか、つくばエクスプレスや準用河川神明堀といった、この地域において将来にわたり目印となりやすい地物で区切られた区割りである、市の諮問にしたがった区域割とするものとししました。

そのうえで、木の字名称を基本としながら、南流山の字名称をどの区域に付するかということについては、先ほど申し上げました、県道5号線の北東部に集中していることから、北東部を南流山9丁目、南流山10丁目とすることとし、その結果、木の字名称を、北から南方向に、木一丁目、木二丁目、木三丁目と付したものであります。

なお、字名称に付する番号は、木の丁目については、本来の丁目にする漢数字とし、南流山の丁目については、他の南流山の丁目に合わせて算用数字とするものです。以上です。

<会 長>

それでは、「木地区 字の区域及び名称の変更案 第3回審議会資料」について、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見のある方は、挙手をしていただき、その中から私が指名しますので、指名された方は、自治会名又は役職名と氏名を名乗った上で、マイクを使って発言をお願いします。

それでは、いかがでしょうか。

(発言者なし)

<会長>

前回出た編入案の意見よりずっとよくなっていると思いますが、何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

<木自治会 三添委員>

この案をいただいて、このように落ち着いたのだと思いました。

少し納得感がないところがありまして、南流山9、10丁目と新たに作ってはいるのですが、南流山の丁目を振ったところを順番に地図で見た時に、9、10丁目は6丁目と2丁目の隣いきなりきていて、これでわかりやすくなるのかと違和感がありました。

あと、自治会の関係で10丁目にあたる部分について、先日南流山自治会と木自治会で境界線を引いて、10丁目が分断される形となってしまうことから、あとあと丁目を振った時に、自治会の区域の見直しが出るのではないかと思います。ただ、10丁目だけ単独自治会にするか、南部自治会に入るか、その時の住民の方々の意向だと思いますが、10丁目だけ単独自治会になると、世帯数が少ないし、自治会館が問題になると思います。木の自治会は、建て替えが予定されている自治会館があるのですが、10丁目だけとなると自治会館の確保が難しくなると思います。そのようなことから、先々住民の自治会のあり方などが色々と流

動的になるのかなとその辺りが気がりです。

確かに、南流山9、10丁目を入れて、前回の審議会の内容を盛り込んだ形でなっていますが、別紙2を見た時に、こんなに南流山がついているのかと驚きました。

もう一つ、実は「南流山木」も、収まりが良かったかと思います。私は、「木」がいいと思っていましたが、南流山に木を付けた名称も良かったのではないのかなと思いました。ただ、「南流山木」というのは、少し字名が長くなるのと、「南流山木一丁目」と「南流山一丁目」があると郵便物を出す側が紛らわしいという問題もあり、一番収まりいいのは何かと考えて、納得感が実はなかったというのが正直な感想です。

<会 長>

自治会の区割りについて、区割りが新しくなるので、新しくなりますよね。自治会の関係については、どうなるのでしょうか。

<コミュニティ課 須郷課長>

自治会の区域については、字とは別に考えていただいて、ご検討いただきたいと思います。過去にもそういった形で検討いただいております。

<木自治会 三添委員>

自治会の中で、現状、丁目の中で2つに分かれている自治会はあるのですか。

<南流山自治会 大隈委員>

あります。南流山6丁目でも分かれています。

<南流山南部自治会 吉田委員>

南流山2丁目の一部もそうです。

<木自治会 三添委員>

わかりました。

<会 長>

自治会の関係は、また別になります。

その他、意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。資料を拝見して、ご意見のある方はありますか。

(発言者なし)

<会 長>

ご意見がないようでしたら、おおむね皆様の了解を得たということで、この案で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

<会 長>

それでは、意見も出尽くしたようですので、意見集約に入りたいと思います。

もう一度確認させていただきますが、委員の皆様からさまざまな意見をいただきましたところ、おおむね皆様今回提案させていただいた「変更案 第3回審議会資料」に賛同いただけるということでしたので、こちらの変更案で、答申案を作成したいと考えております。いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、それでは、こちらの変更案で、答申案を作成したいと思います。作成に当たっては、今回と同様に、会長及び職務代理者において、市事務局に助言を求めながら作成いたします。

次回の審議会において、本審議会の意見として答申を決定したいと思いますので、事前に送付させていただき、ご確認いただいた上で次回の審議会に臨みたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、答申案を作成後、事前に委員の皆様へ郵送させていただきます

たいと思います。ありがとうございました。

それでは、議題（２）「次回の審議会開催日程について」に移ります。
事務局から説明をお願いします。

<総務部 早川次長>

議題（２）「次回の審議会開催日程」について説明します。

次回の審議会は９月下旬以降に行いたいと考えています。案としては、
９月３０日（金）午前か午後、又は１０月７日（金）午前か午後としたいと存じますがいかがでしょうか。

なお、会議の成立には過半数以上の出席が必要であり、次回の審議会は答申案について審議し、最終的には採決となりますので、委員の皆様には、なるべく多くの方が出席いただけるようご調整いただきますようお願いいたします。

<会 長>

事務局から、次回の開催日程の決定の依頼がありました。

皆様ご意見をお願いします。

（意見集約）

<会 長>

それでは、次回の審議会の開催日は、９月３０日（金）午後２時からとなりました。

皆様ご多用だと思われそうですが、先ほど事務局から説明があったとおり、次回の審議会は答申案について審議し、決定するという流れになる予定であり、審議会のルールとして最終的には採決となりますので、委員の皆様には、是非ともご出席くださるようよろしく願いいたします。

次の議題（３）「その他」に移ります。事務局から何かありますか。

<総務部 早川次長>

次回の開催のご案内は、後日、会長名で文書にて郵送します。

また、答申案については、郵送で事前に送付いたします。

都合で、欠席となる場合は、事前に事務局にご連絡ください。

なお、本日の会議の会議録及び次回の会議日程等については、1か月以内に、市のホームページや情報公開コーナーで公表します。事務局からは以上です。

<会 長>

以上をもちまして、本日の会議を終了します。

長時間にわたり貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。